

法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額
初回市民法律 相談料	30 分ごとに 5000 円から1 万円の範囲内の一定額
一般法律相談料	30 分ごとに 5000 円から2 万5000 円以下 (専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 8% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は10 万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 16% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円	

2. 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を3 分の2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，1 の2 分の1 ※着手金の最低額は10 万円	①